

外国人労働相談3倍 252件

24年度 ハラスメント最多

労福協調べ

県労働者福祉協議会(労福協)が外国人を対象に行っている労働相談の件数が急増している。2024年度は252件あり、前年度の80件の3倍余りとなった。パワハラやセクハラなどハラスメントに関する相談が89件で最も多い。労福協は本年度から週2日だった相談日を5日に増やし、問題解決に当たっている。

相談日週5日に増加

「同僚らに相談しても信じてもらえず、ずっと我慢してきた」。県内の会社で働く東南アジア出身の女性は、職場で受けてきたハラ・スメントを振り返り、声を震わせた。

職場で外国人は一人だけ。同僚の多くは男性だ。ある上司からは度々、仕事の仕方が悪いと大声でどなられた。何度も公園に行っては泣いた。他の上司や同僚に相談をしたが、「そんなに気にせられん」と取り合ってもらえなかった。理解者がいない状況が何年も続いた。

セクハラ被害も受けた。数人の男性社員に体を触られた。知り合いの労働相談窓口は県からの委託を受けて19年度に始まった。相談件数は初年度に8件、20年度に6件、21年度に15件、22年度に51件と増加傾向にあった。労福協は24年度に急増した理由として、行政書士など専門家の助言を1回無料で受けられるようになったことや、県国際交流協会を経由しての相談が増えたことを挙げた。

24年度の相談内容でハラ

スメントに次いで多かったのが求職関連で45件。転職関係25件、採用関係20件、在留資格関係16件、労災関

係9件と続いた。職場だけが主だったのに事業所が規模なため労災の対象外となり、事業所に手術費用すら出し渋られるといった、安全が保たれていないケースもあった。

労福協の兼松文字常務理事は「特にハラスメントは被害者が精神的な苦痛を受



外国人からの労働相談について話し合う兼松常務理事(左)ら＝徳島市昭和町3の県労働者福祉協議会

相談 月一金曜の午後1～5時

労働相談は月一金曜の午後1～5時。電話、来所、オンラインで相談できる。多言語に対応。労福協の事務所は徳島市昭和町3の県労働福祉会館。フリーダイヤル (0120) 258387。

け、出勤できなくなるなど問題が長期化しがちだ。防止策を取っていない事業所では、外国人、中でも女性という弱い立場の人にしわ寄せがいつている」と指摘する。弁護士や行政書士、労働組合などと連携を強化し、解決の道を探る。

支援に協力する連合徳島の傳麗さん(中国出身)は、職場でケガをしたりトラブルに遭ったりして働けなくなり、住まいも失った外国人労働者を多く見てきた。

中でも、転籍が自由な「特定技能」の資格で働く人へのサポートが手薄いと強調。「『日本に働きに来てください。でもケガしたら帰って』でいいのか。安全と安心を担保する仕組みを行政が主導して作る必要がある」と訴えている。

(木下真寿美)